

第313回青森県私立学校審議会 議事録

1 日時 令和7年7月24日(木) 10時30分から12時00分まで

2 場所 青森県庁北棟709会議室

3 出席委員 福島委員、油川委員、鈴木委員、川守田委員、
石田委員、日景委員、岡本委員、三上委員

4 事務局 葛西県民活躍推進課長ほか4名

5 議事録署名委員 川守田委員、岡本委員

6 案件

(1) 諮問・答申事項

○私立高等学校学科廃止認可

第1号 青森山田高等学校全日制課程自動車学科廃止認可

○私立高等学校収容定員に係る学則変更認可

第2号 東奥義塾高等学校の収容定員(減)に係る学則変更認可

○私立幼稚園廃止認可

第3号 青森大谷幼稚園廃止認可

○学校法人解散認可

第4号 学校法人大谷学園解散認可

○専修学校廃止認可

第5号 弘前厚生学院廃止認可

○学校法人解散認可

第6号 学校法人弘前厚生学院解散認可

(2) 協議事項

7 会議の公開状況

(1) 諮問・答申事項 公開

(2) 協議事項 非公開

8 議事概要

＜開会＞

司会：ただいまから、第313回青森県私立学校審議会を開会いたします。会議に先立ちまして、新たに就任される委員を紹介いたします。

これまで審議会の委員を務めていただいた伊藤成治氏に代わりまして、弘前大学教育学部教授の福島裕敏氏が委員に就任されます。それでは、委員から一言御挨拶をお願いします。

福島委員：（挨拶）

司会：ありがとうございました。続きまして、本日の審議会は、今年度初めての審議会ですので、事務局職員を紹介させていただきます。

葛西課長：（事務局職員の紹介）

司会：次第に従いまして、会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員8名が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

この度、委員の改選がありましたことから、会長を改めて選出していただきます。

新しい会長が選出されるまでの間、副会長の油川委員に仮議長として議事の進行をお願いします。

議長（油川委員）：それでは、会議に入ります。

はじめに、会議録署名委員を指名します。川守田委員と岡本委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

続いて、次第2「会長選出」に入ります。

会長の選出は、青森県私立学校審議会運営規則第2条の規定で、指名推薦とされております。どなたか推薦をお願いいたします。

川守田委員：前会長と同じ弘前大学教育学部教授の福島委員を推薦いたします。

議長：ただいま、川守田委員から福島委員が推薦されました。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：異議がないようですので、会長を福島委員に決定いたします。

会長が決定しましたので、議長を交代させていただきます。

議長（福島委員）：（挨拶）

議長：ここで、会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしておりますが、個人や法人等情報等、青森県情報公開条例の不開示情報に該当する情報について審議等を行う場合には、会議を公開しないことができるとしております。

事前にお知らせしている今回の協議事項につきましては、法人等の計画段階の情報となっており、これを公開することで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、会議を公開しないこととすべきと考えますが、いかがでしょうか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、協議事項については、非公開とすることとし、傍聴者の方々には、協議事項に係る資料を除いて、資料を配付することとします。

＜諮問＞

議長：では、次第3の「諮問・答申事項」に入ります。

諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第1号「青森山田高等学校全日制課程自動車学科廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第1号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

三上委員：私立高等学校設置認可等審査基準は、文部科学省で定めたものでしょうか。

事務局：本県で定めたものです。

三上委員：承知しました。

議長：他に意見等ござりますか。

岡本委員：意見となります、高等学校における産業教育というのは、大変重要な学びであると認識しており、日本の産業を支えると言っても過言ではない

学びを高等学校の高校生がしていることの意義は大変大きい。一方で、この産業教育ということが、今の時代の中で中々わかりづらいというのがあるのかなと思いながら、この生徒数の変移を見ておりました。私立学校ですので、これも致し方ないのかと思い、今後ともこの産業教育というのは、私立学校にしても、大事にしていきたいという感想を持ちました。

議長：確かに産業教育がないと、県外に人が流出してしまい結局人手不足になってしまいますね。

議長：他に発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第1号については、認可することが適當であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第1号については、認可が適當であると答申するものとします。

次に、諮問第2号「東奥義塾高等学校の収容定員（減）に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

岡本委員：この収容定員減の理由に、入学定員が時代の趨勢にそぐわないとあります、そぐわないということが青森県の教育にとっても大変重要なことであるという認識があります。

これは私立学校として、収容定員を減員せざるをえないという状況は、少子時代ですので何とかできないものかと思いつつも、経営ということを考えると大事なことでありますので、こちらも、本気で考えなければ、教育自体が壊れていきそうな気がしております。意見をすることで、どうすることもできないということは承知していますが、意見として申し述べさせていただきます。

石田委員：収容定員を減少した場合、補助金への影響はありますか。

事務局：一番大きなものは経常費補助金ですが、定数の減は、経常費補助金の金額に影響ありません。

石田委員：各高等学校において定員をどうするかというのは難しい問題であり、それぞれの高等学校の考え方があると思うので、そのバランスをどうとつていくのか。少子化時代を迎えて、どういった選択をしていくか私立学校の経営者として悩みどころである。入学定員を減らしたその後にどうなるのか考えると大変難しい。

議長：人口が増える見込みが立っていない中で、公立と私立という多様性の下で、教育全体をどうしていくかというのは、様々な課題があると思いますが、経営の点からすると、色々な判断もあるのかと思います。

鈴木委員：令和7年度の合計の在籍生徒数が524名で24学級ですが、そうなると1学級約21名となります。今回、令和10年から総定員を702名で18学級にする根拠は何ですか。

事務局：申請者によると、収容定数を見直すことになったのは、近年の少子化の影響で実員が減少し、充足率が年々低下することになったため、収容定員を減らし、その乖離を解消するためとのことです。その結果、生徒数が減少し、クラス数も減らすこととなったものであり、入学定員234名6学級では、1クラスの定員は39名になります。

なお、入学定員の設定については、各学校にお任せしており、今回、1学級40名から39名に変更し申請してきたものです。我々はそれに意見を言う形ではなく、学校の意見を尊重し、審議会で意見を伺うものです。

議長：今年度の入学者数は185名なので8学級だと1学級約23名ですが、今回の入学定員変更で1学級39名になるという点も気になったというご意見。この点については、学校の判断なのでしょうが、1学級あたりの人数も学校教育的には大きな判断だと思いますので、学校の方で検討されたのではないかと思います。

議長：それでは、諮問第2号については、認可が適当であると答申してよろしいでしょうか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

次に、諮問第3号「青森大谷幼稚園廃止認可」及び諮問第4号「学校法人大

谷学園解散認可」については、同一法人に係る案件であることから、併せて事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第3号及び諮問第4号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

三上委員：学校法人の解散について、資産の処分について現金・預金・土地の売却益で園舎を解体するとありますが、例えば仮に残余財産が生じた場合、清算方法の定めがあるのでしょうか。

事務局：寄附行為に定めがあります。今回の場合は、解体費用が現金・預金・売却益とほぼ同額であり、残余財産は残らないと聞いております。

三上委員：指導要録等の保管期間については定めがあるでしょうか。

事務局：後ほど回答します。

岡本委員：青森大谷幼稚園は、青森県の幼児教育に対しては、大変重要な役割を果たしてきた園です。閉園は大変残念であると同時に、施設の老朽化という文言がありますが、こちらも公的な役割を果たしてきたものであり、私立学校だが公的な役割を果たしてきたことを、県としても認識していただきたいと思います。

議長：幼稚園の分野は圧倒的に私学に頼っている部分がありますので、そういう意味で重要な役割を担ってきたものです。

それでは、他に発言がないようですので、審議を終わります。諮問第3号及び諮問第4号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第3号及び諮問第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

事務局：先ほど質問があった指導要領等の保管期間について、お答えします。

基本的には5年間ですが、指導要録等の記録は20年間となります。

油川委員：補足ですが、学籍に関する記録が20年、指導に関する記録が5年、健康診断が5年、出席簿が5年となります。

また、寺に保管ということですが、個人情報が載っているものであるため、鍵のかかった状態で保管するよう伝えいただきたいと思います。

事務局：法人に伝えます。

議長：次に、諮問第5号「弘前厚生学院廃止認可」及び諮問第6号「学校法人弘前厚生学院解散認可」についても、同一法人に係る案件であることから、併せて事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第5号及び諮問第6号について審議いたします。御意見・御質問等はございませんか。

議長：発言がないようですので、審議を終わります。諮問第5号及び諮問第6号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文書で答申を行いたいと思います。（事務局から答申書案配付）

議長：答申書の文書につきまして、御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：異議がないようですので、文書のとおり本日付で答申することとします。